

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市木造住宅耐震改修補助事業補助金														
補助事業等の目 標	諏訪市建築物耐震改修促進計画に基づき地震に対する住宅・建築物の安全性の向上を図ることにより災害に強いまちづくりの推進を図る。														
補助事業等の対象者	<p>補助金の交付の対象となる者は、診断士による耐震診断を実施した既存木造住宅の所有者又は当該所有者の2親等以内の親族であって、(1)及び(2)のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の市内の既存木造住宅について下表のいずれかの工事（以下「耐震改修工事等」という。）を行う者</p> <table border="1" data-bbox="486 808 1385 1509"> <caption>表1</caption> <thead> <tr> <th data-bbox="550 808 815 857">工事種別</th> <th data-bbox="821 808 1378 857">対 象 工 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 866 815 1014">ア 耐震改修工事</td> <td data-bbox="821 866 1378 1014">工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を超える耐震改修工事であって、自ら居住の用に供するために行うもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1023 815 1317">イ 除却工事</td> <td data-bbox="821 1023 1378 1317">別棟の離れ、倉庫等の附属建築物を除く除却工事であって、自ら居住の用に供する住宅を現地に建設するために行うもの。ただし、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域における住宅の除却工事は、対象工事から除くものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1326 815 1509">ウ その他工事</td> <td data-bbox="821 1326 1378 1509">耐震シェルターの設置工事又は工事後の総合評点が工事前の総合評点を超える工事等の耐震化に寄与すると市長が認める工事であって、自ら居住の用に供するために行うもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 補助金の交付に係る申請を行う日の属する年の前年の所得等が下表に掲げる金額以下である者（所有者と補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が異なる場合は、いずれの者も含む。）</p> <table border="1" data-bbox="486 1644 1385 1783"> <caption>表2</caption> <thead> <tr> <th data-bbox="550 1644 911 1693">区 分</th> <th data-bbox="917 1644 1378 1693">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 1697 911 1738">ア 給与所得のみの者</td> <td data-bbox="917 1697 1378 1738">収入金額 1,442万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1742 911 1783">イ その他の者</td> <td data-bbox="917 1742 1378 1783">所得金額 1,200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>「収入金額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条に規定する給与等の収入金額をいう。 「所得金額」とは、所得税法に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得を合計した額をいう。</p>	工事種別	対 象 工 事	ア 耐震改修工事	工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を超える耐震改修工事であって、自ら居住の用に供するために行うもの	イ 除却工事	別棟の離れ、倉庫等の附属建築物を除く除却工事であって、自ら居住の用に供する住宅を現地に建設するために行うもの。ただし、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域における住宅の除却工事は、対象工事から除くものとする。	ウ その他工事	耐震シェルターの設置工事又は工事後の総合評点が工事前の総合評点を超える工事等の耐震化に寄与すると市長が認める工事であって、自ら居住の用に供するために行うもの	区 分	金 額	ア 給与所得のみの者	収入金額 1,442万円	イ その他の者	所得金額 1,200万円
工事種別	対 象 工 事														
ア 耐震改修工事	工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を超える耐震改修工事であって、自ら居住の用に供するために行うもの														
イ 除却工事	別棟の離れ、倉庫等の附属建築物を除く除却工事であって、自ら居住の用に供する住宅を現地に建設するために行うもの。ただし、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域における住宅の除却工事は、対象工事から除くものとする。														
ウ その他工事	耐震シェルターの設置工事又は工事後の総合評点が工事前の総合評点を超える工事等の耐震化に寄与すると市長が認める工事であって、自ら居住の用に供するために行うもの														
区 分	金 額														
ア 給与所得のみの者	収入金額 1,442万円														
イ その他の者	所得金額 1,200万円														

補助対象経費	<p>1 補助金の交付の対象となる事業の経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震改修工事等（長野県建築物構造専門委員会において評価された工法を用いた工事を含む。）を、申請者が行う場合に要する経費（工事費に限る。）とする。</p> <p>2 次に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。</p> <p>(1) 過去にこの取扱基準による補助金の交付を受けた部分に係る工事費</p> <p>(2) 他の補助金の交付対象としている部分に係る工事費</p> <p>(3) 昭和56年5月31日後に着工された部分に係る工事費</p>
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>1 補助金の額は、表1のアの工事を行う場合にあっては、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 補助対象経費の5分の4に相当する額とし、その額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円を上限とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額（以下「特別控除の額」という。）</p> <p>2 補助金の額は、表1のイの工事を行う場合にあっては、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、その額が838,000円を超えるときは、838,000円を上限とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>3 補助金の額は、表1のウの工事を行う場合にあっては、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、その額が300,000円を超えるときは、300,000円を上限とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>4 過去にこの補助金の交付を受けた者が再び表1のアに該当する工事の補助金の交付を申請する場合の補助金の額の上限は、1,000,000円から既に交付を受けた補助金の額を控除した額とする。</p> <p>5 過去にこの補助金の交付を受けた者が再び表1のイに該当する工事の補助金の交付を申請する場合の補助金の額の上限は、838,000円から既に交付を受けた補助金の額を控除した額とする。</p> <p>6 過去にこの補助金の交付を受けた者が再び表1のウに該当する工事の補助金の交付を申請する場合の補助金の額の上限は、過去に行った工事の区分に応じ、それぞれ当該工事の補助金の額の上限（過去にア及びウのいずれの工事も行っている場合は、1,000,000円）から既に交付を受けた補助金の額を控除した額と300,000円のいずれか低い額とする。ただし、ウの工事に対する補助金の額の合計は、300,000円を限度とする。</p> <p>7 第1項及び第4項の補助金の交付に当たっては、あらかじめ特別控除の額を差し引いて交付するものとする。</p> <p>8 第1項から第6項までの補助金の交付に当たっては、予算の範囲内において交付するものとする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	完了実績報告及び完了検査により補助事業の内容を審査及び検査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成17年4月1日
補助事業等の	令和8年3月31日

終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 対象住戸が諏訪市内に約8千戸あり、3年間での事業完了は困難である。										
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付額、評価の内容等を諏訪市ホームページにて公表する。										
その他	<p>1 この基準の事業において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ下記に定めるところによる。</p> <p>(1) 既存木造住宅 アからウまでのいずれにも該当するものをいう。ただし、規模等により一般財団法人日本建築防災協会が定める木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく一般診断法が適用できないものを除く。 ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。） イ 在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統的構法の住宅 ウ 個人の所有する住宅であって、長屋及び共同住宅以外の住宅のうち賃貸住宅以外の住宅</p> <p>(2) 耐震シェルター ア又はイのいずれかに該当するものをいう。 ア 地震時に住宅の倒壊から生命を守るために内部に組み立てる箱型の耐震装置 イ 地震時に住宅の倒壊から生命を守るために上部に保護機能を有するベッド</p> <p>(3) 診断士 長野県知事が、耐震診断を行う者として必要な知識及び技能を有する者として認め、別に定める方法により、長野県木造住宅耐震診断士名簿に登録した者をいう。</p> <p>(4) 耐震診断 診断士が、長野県が別に定める木造住宅耐震診断マニュアルに基づき調査し、既存木造住宅の地震に対する安全性を評価すること並びに建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号）に定めるところにより、地震に対する安全性を診断士が評価することをいう。</p> <p>(5) 耐震改修工事 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第2条第2項に規定する工事をいう。</p> <p>(6) 長野県建築物構造専門委員会 既存木造住宅の耐震補強工事の性能を評価するため、長野県が設置する委員会をいう。</p> <p>(7) 総合評点 既存木造住宅における耐震診断により得られた上部構造評点で、下表の区分による。</p> <table border="1" data-bbox="486 1512 1382 1742"> <caption>表3</caption> <thead> <tr> <th>総合評点</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5以上</td> <td>倒壊しない</td> </tr> <tr> <td>1.0以上1.5未満</td> <td>一応倒壊しない</td> </tr> <tr> <td>0.7以上1.0未満</td> <td>倒壊する可能性がある</td> </tr> <tr> <td>0.7未満</td> <td>倒壊する可能性が高い</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 申請者は、諏訪市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付申請書（様式第2号-1）に、下記に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、諏訪市木造住宅耐震改修補助事業補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に諏訪市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付決定通知書（様式第3号-1）により通知するものとする。</p> <p>4 申請者は、施工箇所及び施工方法の変更、補助金額の変更・計画変更承</p>	総合評点	判定	1.5以上	倒壊しない	1.0以上1.5未満	一応倒壊しない	0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある	0.7未満	倒壊する可能性が高い
総合評点	判定										
1.5以上	倒壊しない										
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない										
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある										
0.7未満	倒壊する可能性が高い										

	<p>認に該当するときは、諏訪市木造住宅耐震改修補助事業計画変更承認申請書（様式第4号-1。以下「変更申請書」という。）に下記に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>5 市長は、変更申請書を受理したときは、申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、諏訪市木造住宅耐震改修補助事業計画変更承認通知書（様式第4号-2）により申請者に通知するものとする。</p> <p>6 申請者は、耐震改修工事等が予定の期間内に完了しない場合又は耐震改修工事等の遂行が困難になったときは、速やかに諏訪市木造住宅耐震改修補助事業工事遅滞等報告書（様式第4号-3。以下「遅滞等報告書」という。）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。</p> <p>7 市長は、遅滞等報告書を受理したときは、その内容を審査し、指示書（様式第4号-4）により申請者に指示するものとする。</p> <p>8 申請者は、耐震改修工事等を中止又は廃止をしようとするときは、諏訪市木造住宅耐震改修補助事業工事廃止（中止）届（様式第4号-5）を市長に提出しなければならない。</p> <p>9 申請者は、耐震改修工事等が完了したときは、諏訪市木造住宅耐震改修補助事業工事完了実績報告書（様式第5号-1。以下「実績報告書」という。）に下記に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>10 実績報告書は、耐震改修工事等の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。</p> <p>11 市長は、実績報告書が提出されたときは、完了に係る検査を行い、適正に工事が行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、諏訪市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付確定通知書（様式第6号-1。以下「確定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。</p> <p>12 申請者は、確定通知書を受理した日から起算して10日以内に諏訪市木造住宅耐震改修補助事業補助金支払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>13 この取扱基準の適用の際、この改正前の規定により実施した精密耐震診断は、この取扱基準の規定により実施した耐震診断とみなす。</p>
<p style="text-align: center;">提出書類</p>	<p>(1) 諏訪市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>① 昭和56年以前に建築したことを証明する書類で、下記のいずれかの書類の写し</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 建築確認通知書</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 家屋の固定資産課税台帳登録証明書</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 家屋の登記事項証明書</p> <p>② 診断士による耐震診断報告書（写）</p> <p>③ 耐震改修工事等計画書</p> <p>④ 耐震改修工事等見積書</p> <p>⑤ 改修工事内容が分かる平面図等</p> <p>⑥ 案内図</p> <p>⑦ 申請者及び既存木造住宅の所有者（所有者が申請者でない場合に限る。）の補助金の交付に係る申請を行う日の属する年の前年の所得等を証明するもの</p> <p>⑧ 既存木造住宅における所有関係等を証明するもの又は申請者の居住関係等を証明するもの</p> <p>⑨ 既存木造住宅の所有者との親戚関係を証明するもの（所有者が申請者でない場合に限る。）</p> <p>⑩ 耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく認定を証明する書類（既存木造住宅に係る当該認定を受けた場合に限る。）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ⑪ 委任状（手続を代理人に委任する場合に限る。） ⑫ 既存木造住宅の外観写真（2方向） ⑬ その他市長が必要と認める書類 (2) 諏訪市木造住宅耐震改修補助事業補助金計画変更承認申請書（様式第4号-1） <ul style="list-style-type: none"> ① 耐震改修工事等計画書 ② 耐震改修工事等見積書 ③ 変更内容が分かる平面図等 ④ その他市長が必要と認める書類 (3) 諏訪市木造住宅耐震改修補助事業工事遅滞等報告書（様式第4号-3） (4) 諏訪市木造住宅耐震改修補助事業工事廃止（中止）届（様式第4号-5） (5) 諏訪市木造住宅耐震改修補助事業工事完了実績報告書（様式第5号-1） <ul style="list-style-type: none"> ① 工事契約書の写し ② 施工箇所ごとの施工前、施工中及び施工後の写真 ③ 検査済証（確認申請が必要な場合に限る。） ④ 新築工事請負契約書等の現地建替えに係る契約を締結していることが確認できる書類（表1のイの工事を行う場合に限る。） ⑤ その他市長が必要と認める書類 (6) 諏訪市木造住宅耐震改修補助事業補助金支払請求書（様式第9号） <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p>担 当 部 署</p>	<p>諏訪市 建設部 都市計画課 建築住宅係</p>

平成17年 4月 1日 制定

平成26年 4月 1日 一部改正

平成26年 5月12日 一部改正（平成26年 5月12日 施行）

平成27年 2月 6日 一部改正（平成27年 2月 6日 施行）

平成27年 5月11日 一部改正（平成27年 5月11日 施行）

平成28年 3月16日 一部改正（平成28年 4月 1日 施行）

平成29年 5月 9日 一部改正（平成29年 5月 9日 施行、平成29年 4月 1日 適用）

平成30年 5月 8日 一部改正（平成30年 5月 8日 施行、平成30年 4月 1日 適用）

令和 3年 5月18日 一部改正（令和 3年 5月18日 施行、令和 3年 4月 1日 適用）

令和 4年 5月10日 一部改正（令和 4年 5月10日 施行）

令和 5年 3月28日 一部改正（令和 5年 4月 1日 施行）